

普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチームの設置について

平成20年7月31日

(目的)

- 1 第8回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会（平成20年7月18日開催）における合意に基づき、普天間飛行場の危険性の除去、騒音の軽減等について検討するため、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の下に、普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(検討内容)

- 2 ワーキングチームでは、次の事項について検討する。
 - (1) 平成19年8月の発表した報告書の現状の評価
 - (2) 更なる危険性の除去、騒音の軽減等
 - (3) その他必要な事項

(構成員)

- 3 ワーキングチームの構成員は、防衛省地方協力局次長、地方協力企画課長、沖縄調整官、防衛政策局日米防衛協力課長、内閣官房参事官、内閣府政策統括官付参事官、外務省北米局日米地位協定室長、沖縄県知事公室長、返還問題対策課長、基地対策課長とする。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の主宰)

- 4 ワーキングチームは、防衛省地方協力局次長が主宰する。

(事務局)

- 5 ワーキングチームの事務は、沖縄県の協力を得て、防衛省との連携の下に内閣官房において処理する。
- 6 その他、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、ワーキングチームが定める。